



平成 22 年 11 月 30 日

国土交通省危機管理室

国土交通省における鳥インフルエンザ対策について

昨日、島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、本日、政府において、鳥インフルエンザに対し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣総理大臣を本部長として「鳥インフルエンザ対策本部」を設置したところです。

これを受け、国土交通省においても、必要な対策を推進するため国土交通大臣を本部長とする「国土交通省鳥インフルエンザ対策本部」（構成員は別紙のとおり）を設置し、本日 12：30 から第 1 回会合を開催しました。

席上、国土交通大臣より「国土交通省においても、関係省庁及び関係自治体等との調整を行い、必要な対策を推進していくこと」との指示がなされました。

【連絡先】

国土交通省危機管理室

参事官 鵜沢、企画調整官 富田

電話：03-5253-8974

(別紙)

国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の設置について

- 1 鳥インフルエンザに対し、必要な対策を推進するため、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	大臣
本部長代行	三井副大臣及び津川大臣政務官
副本部長	事務次官、技監及び国土交通審議官
本部員	官房長、技術総括審議官、大臣官房審議官（危機管理担当）、総合政策局長、道路局長、鉄道局長、自動車交通局長、海事局長、港湾局長、航空局長、政策統括官（危機管理担当）、観光庁長官及び海上保安庁長官
- 3 本部の庶務は、危機管理室において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。